

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 恒久的施設ってなあに？

Q : 最近、恒久的施設 (PE) という言葉を耳にしますが、どういう意味でしょうか。

A : 事業を行う一定の場所のことです。

【解説】

非居住者の所得税の課税対象は国内源泉所得ですが、その非居住者が国内で事業を行うためにどのような施設 (一定の場所等) を有するかで、その課税対象となる所得の範囲や課税方法等が異なります。この場合の非居住者が有する事業を行うための一定の施設を恒久的施設 (Permanent Establishment 略して「PE」) といい、次のようなものです。

(1) 支店等 (1号PE)

- ①支店、工場、出張所、事業所、倉庫業者が事業の用に供する倉庫
- ②鉱山、採石場等天然資源を採取する場所
- ③その他事業を行う一定の場所で①又は②に準ずるもの (農園、かきの養殖所等)

(2) 建設作業所等 (2号PE)

建設、据付け、組立等の作業又はその作業の指揮監督の役務提供で1年超行うもの

(3) 代理人等 (3号PE)

- ①非居住者のためにその事業に関し契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する者
- ②非居住者のために顧客の通常要求に必ず程度の数量の資産を保管し、かつ、その資産を顧客の要求に応じて引き渡す者
- ③専ら又は主として非居住者のために常習的にその事業に関し契約を締結するための注文の取得等のうちの重要な部分をする者

